

令和6年度

こどものインフルエンザ予防接種費用一部助成のお知らせ

村では、子どものインフルエンザ予防接種費用の一部助成を行います。インフルエンザは通常の風邪とは異なり、高熱や関節痛、筋肉痛などの症状が全身に現れ、重症化すると肺炎などの合併症を引き起こすことがあります。予防接種を受けることで重症化を予防することができます。この予防接種は任意の予防接種（個人の判断で接種するかどうか決めるもの）でありますので、接種を希望する方は下記事項をよくお読みの上接種を受けてください。

◆対象者

玉川村に住所を有し、接種当日に満1歳～18歳（高校3年生相当※）

※高校3年生相当とは平成18年4月2日～平成19年4月1日生まれの方で就学の有無は問いません。

◆助成対象接種期間

令和6年10月1日～令和7年1月31日まで

※接種期間外で接種した場合には全額自己負担となりますのでご了承ください。

◆助成金額

1人1回のみ 上限 4,000円（差額は自己負担）

※2回接種する場合でも1回のみの助成となりますのでご注意ください。



◆実施医療機関と助成方法

(1)石川郡内の医療機関で接種する場合 ➡ 助成申請は **不要**

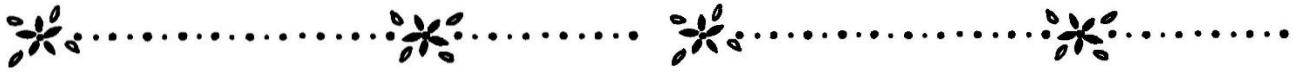
(2)石川郡以外の医療機関で接種する場合 ➡ 助成申請は **必要**

一度医療機関窓口で全額自己負担で接種後、村保健センターで助成申請を行ってください。
後日、指定の口座に村助成金（上限4,000円）をお振込みいたします。なお、接種費用が4,000円未満の場合は、かかった費用分の助成になります。

【必要書類】 母子手帳、領収書、印鑑（スタンプ式は不可）、振込先預金通帳

【申請期限】 令和6年10月1日～令和7年2月28日まで

裏面もご覧ください



◆その他

◎医療機関には事前に電話予約をしてください。予診票は医療機関のものをご使用ください。

◎接種料金は医療機関によって異なります。

◎接種期間前や期間を過ぎて受けたものに関しては、助成の対象となりませんのでご注意ください。

◎インフルエンザの予防接種を2回受ける場合の接種間隔は、接種後、2～4週間です。

※国のガイドライン等から、13 歳以上の者が接種を受ける場合には医師が特に必要と認める場合を除き「1回接種」が目安となっています。

※インフルエンザワクチンと他のワクチンについては、接種間隔の規定が廃止されましたが、接種する医療機関にご確認ください。

◎鶏卵、鶏肉、その他鶏由来のものに対して、アレルギーを呈するおそれのある方は医師にご相談ください。

